

デジタル簡易無線機（局） 管理・運用規約

令和3年7月改訂版

富田地区連合自主防災隊

1 デジタル簡易無線機（局）（以下「無線機」という）の運用

台風、地震、大火災、大災害等で富田地区災害対策本部が設置された時、もしくは近隣地区からの支援要請があった場合などに、無線機を使用して情報の収集、報告、指示を行うことによって、被害の軽減に寄与し、速やかな災害復旧に資する。

2 無線機の配備と管理

（配備）

- ・ 富田地区災害対策本部に「基地局 1 基」、「移動局 55 基（55 町）」、「本部役員用移動局 7 基」計 63 基を配備する。

（管理）

- ・ 統括的管理は、富田地区連合自主防災隊にて行う。
- ・ 移動局の管理者は自治会長とし、防災隊長を使用者とする。
- ・ 各自治会長は、毎年度当初に管理者および使用者を様式 1 で報告する。
- ・ 無線機は、管理者および使用者が責任をもって管理する。不可抗力以外で破損又は紛失した場合、遅滞なく様式 2 で連合隊長に報告する。
- ・ 年間の電波利用料については、富田地区連合自主防災隊にて一括納付する。

3 無線機の使用上の注意

（電波法上の注意）

- ・ 自分で分解及び改造をしない。アンテナは付属品を使用する。変更する場合は規格品とし、管理者の負担とする。
- ・ 他局の通信を妨害しない。また、他局の通話内容を第三者に漏らさない。
- ・ 運用は陸上及び海上とし、上空では使用できない。

（取り扱い上の注意）

- ・ アンテナを持つ、振り回す、折り曲げる等の行為はしない。
- ・ 雨の中及び濡れた手でバッテリーパックを外さない、アンテナを外さない。

（充電時の注意）

- ・ 充電するときは、必ず無線機の電源を切る。
- ・ 充電中は、充電ランプがオレンジ色に点灯し、完了すると緑色になる。
- ・ 自然放電することから、1 ヶ月 1 回以上は充電すること。
- ・ バッテリーは使い切らず、使用後は充電し、フル充電で使用する（継ぎ足し充電可能）

- ・ バッテリーパックをフル充電および使い切った状態で長期間放置しない（過放電となり電池の劣化を早めることになる。）。
- ・ 直射日光や高温多湿、ヒーターやクーラーなどの吹き出し口など温度変化の激しい場所には置かないこと。

（通信時の注意点）

- ・ 通信距離は、下表が目安となるが、周囲の状況（天候や建物など、障がい物や地形）に影響される。
- ・ 乗車中など移動中は、送受信が不安定のため交信しない。

場 所	通 信 距 離
見通しの良い場所同士	約 4 km程度
市街地や建物内	約 0.5 km～ 1 km程度

※ 通信が不明瞭な場合、その位置から 2～3 m 移動することで改善できることがある。

- ・ 「慌てず」、「ゆっくり」、「はっきり」、「簡潔明瞭」に話す。
- ・ 誹謗中傷、暴言や冗談などを言わない。
- ・ プライバシーに関する内容等での使用はしない。

4 無線機の運用方法

（無線局名）

- ・ 災害時の通信を円滑に行うため、富田地区では無線局名を統一し下記の通り呼び出し名を使用する。

基 地 局	「富田災害対策本部 氏 名 です。」
移 動 局	「連合隊長 氏 名 です。」
	「連合副隊長 氏 名 です。」
	「町 名 町自治会長 氏 名 です。」
	「町 名 町防災隊長 氏 名 です。」

(通信チャンネル)

- ・ 富田地区は、「基地局 1 (局)」、「移動局 59 (局)」とするが、富田地区連合自主防災隊以外との混線を最小限に抑えると共に、より円滑な通信を行うため通信チャンネルを設定 (指定) する。
- ・ 近隣地区等と混信する場合は、本部で相手方等と協議の上対応する。
- ・ 1~14 チャンネル、16~30 チャンネルの計 29 チャンネルを使用する。
 ※15 (チャンネル) については、呼び出し専用とする。
- ・ 各町の移動局は、各町ブロック番号を通信チャンネルとして設定すること。ブロック内での通信は自由に行うことが出来る。
- ・ 他チャンネルで交信した後は、元のチャンネルに戻しておくこと。

(本部及び他ブロック等へ発信する場合のチャンネルは次のとおり)

チャンネル	呼び出し先
14	富田地区災害対策本部
13	連合隊長及び副隊長
1	西町全町
2	南町・古川町全町・中町・宮町・代官町
3	丸の内町全町・富田栄町全町
4	旭町・南納屋町・中納屋町・北納屋町
5	片町・城町・南魚町・寺町
6	本町・北魚町・中川町・天神町
7	蛭子町・新町全区
8	北村町全区
9	茂福町全町 (4 町)
10	南ノ町全町・東茂福町全町
11	北鶴町全町・四五六町
12	富田浜元町全町・富田浜町全町

- ・ 災害対策本部との通信を最優先とするため、富田地区災害対策本部を呼び出す場合は、「至急・至急・至急」と、前置きして通信確認を行い、開始する。

(U C ユーザーコード)

- ・ 基地局及び各町間の通信の明瞭な運用を行うため、ユーザーコードを「001」に設定する。
 ※ 設定方法：別紙 (1) 参照

(定期通信テスト)

- ・ 危機の保守管理も兼ねて、定期通信テストを行う。

5 具体的な交信例

次の点に注意して交信する。

- ・ どこからどこへの通信かを明確にする。
- ・ 通話の区切りでは、「どうぞ」と相手に通話権を渡す。
- ・ 交信の最後には、交信終了がわかるよう「以上」という。

(1) 呼び出し・応答の基本

呼び出し：「こちら富田地区災害対策本部 ○○です。

(町名) (名前) 応答願います。」

応 答：「こちら (町名) (名前) です。どうぞ」

(2) 一斉指示もしくは情報共有する場合

本 部：「富田地区災害対策本部から第2ブロックの各町へ。

○○時○○分現在、富田小学校への避難者は○○人。

今後△△人受け入れ可能とのこと。 以上。」

(3) 各町から本部への報告

自治会：「(自治会名) から本部へ。」

本 部：「こちら災害対策本部。(自治会名) どうぞ。」

自治会：「(自治会名) の(住所) で3件が床下浸水。現在、水位に変化なし。
どうぞ。」

本 部：「了解。今後の変化に注意のこと。どうぞ。」

自治会：「了解、以上。」

(4) 自治会から本部への応援要請

自治会：「(自治会名) から本部へ。」

本 部：「こちら災害対策本部。(自治会名) どうぞ。」

自治会：「(自治会名) の要支援者3名の避難支援のため、2人の応援を要請
する。どうぞ。」

本 部：「了解。調整のうえ回答する。どうぞ。」

自治会：「了解、以上。」

電波は公共の資産です。

この無線機で使う電波は各地で業務用、地域イベント等で使っています。富田地区連合自主防災隊では、チャンネルを決めて使いますが、他の利用者と同じチャンネルになる場合があります。混信する場合は、しばらく様子を見て、改善できない場合は本部まで連絡して下さい。